

## 1 家賃低廉化補助関係

- 新型コロナウイルス感染症の影響等により収入が減少した子育て世帯などへの支援を強化するため、**住宅面積が 60 ㎡以上の家賃低廉化補助額を最大 5,000 円増額**します。(家賃低廉化補助額の拡充に伴い、家賃上限額も同額引き上げます。)
- 新型コロナウイルス感染症の影響等により収入が減少した入居者の生活再建及び大家等の家賃滞納による収入減少等を防ぐため、**一定の要件を満たす場合に限り、入居者が住み続けたまま家賃低廉化補助を受けられるよう公募要件を緩和**します。(これまでは入居者の公募が必須)

補助対象者	大家等				
対象世帯	住宅困窮度が特に高い世帯 (政令月収が 12.3 万円以下で一定の要件を満たす世帯)				
補助対象経費	本来家賃と入居者負担額 (市営住宅家賃相当額) との差額				
補助限度額等	住宅面積	家賃限度額	入居者負担額 (市営住宅家賃相当額)		家賃低廉化補助額
			区分Ⅰ※	区分Ⅱ※	
	18 ㎡	39,000 円	9,000 円	10,300 円	最大 30,000 円
	30 ㎡	47,900 円	15,000 円	17,300 円	最大 32,900 円
	40 ㎡	57,600 円	20,000 円	23,000 円	最大 37,600 円
	50 ㎡	65,000 円	25,000 円	28,800 円	最大 40,000 円
	60 ㎡	70,000 円 ↓ 72,500 円	30,000 円	34,600 円	最大 40,000 円 ↓ 最大 42,500 円
	70 ㎡	75,000 円 ↓ 80,000 円	35,000 円	40,400 円	最大 40,000 円 ↓ 最大 45,000 円
※区分Ⅰ：政令月収 10.4 万円以下、区分Ⅱ：政令月収 12.3 万円以下					
支援期間	最大 10 年間 (ただし、補助総額は 480 万円以内)				
その他の主な要件	<p><b>原則として、賃貸人が当該住宅の入居者を公募すること</b> <span style="float: right;">緩和</span></p> <p><b>ただし、セーフティネット住宅の要件等を満たす住宅</b> (耐震性を有し、一定の面積 [1 名：原則 25 ㎡、2 名：30 ㎡、3 名：40 ㎡など] を有するなど居住環境が確保された住宅) <b>に居住している者については、住み続けたまま家賃低廉化を受けることができる</b> (別途所得要件等あり) <b>ものとする【公募の適用除外】</b></p> <p>※セーフティネット住宅の登録要件等を満たす住宅に住んでいない方は、居住環境の向上※する住宅への住替えを促すこととして、別に引越し費用等に係る助成や住替え先での家賃低廉化補助などによる支援を行います。</p>				

拡充

※居住環境の向上とは、居住面積が広がる又は家賃の負担率 (収入に対する家賃の割合) が低くなることをいいます。

## 2 家賃債務保証料等低廉化補助関係

- 大家等の住宅確保要配慮者受け入れへの不安を低減するため、孤独死・残置物に係る保険料を新たに補助対象経費に追加します。
- 住宅確保要配慮者の初期費用等の入居者負担の低減を図るため、家賃低廉化補助金及び家賃債務保証料低廉化補助金を併用する場合の年間限度額を拡充します。

補助対象者	家賃債務保証会社、 <b>保険会社等</b>
対象世帯	住宅困窮度が高い（政令月収が15.8万円以下で一定の要件を満たす）世帯
補助対象経費	家賃債務保証料、 <b>孤独死・残置物に係る保険料</b> <b>拡充</b>
補助限度額	6万円/戸 <b>拡充</b> ※家賃低廉化補助金と併用する場合 48万円/戸・年 ➡ <b>60万円/戸・年</b>

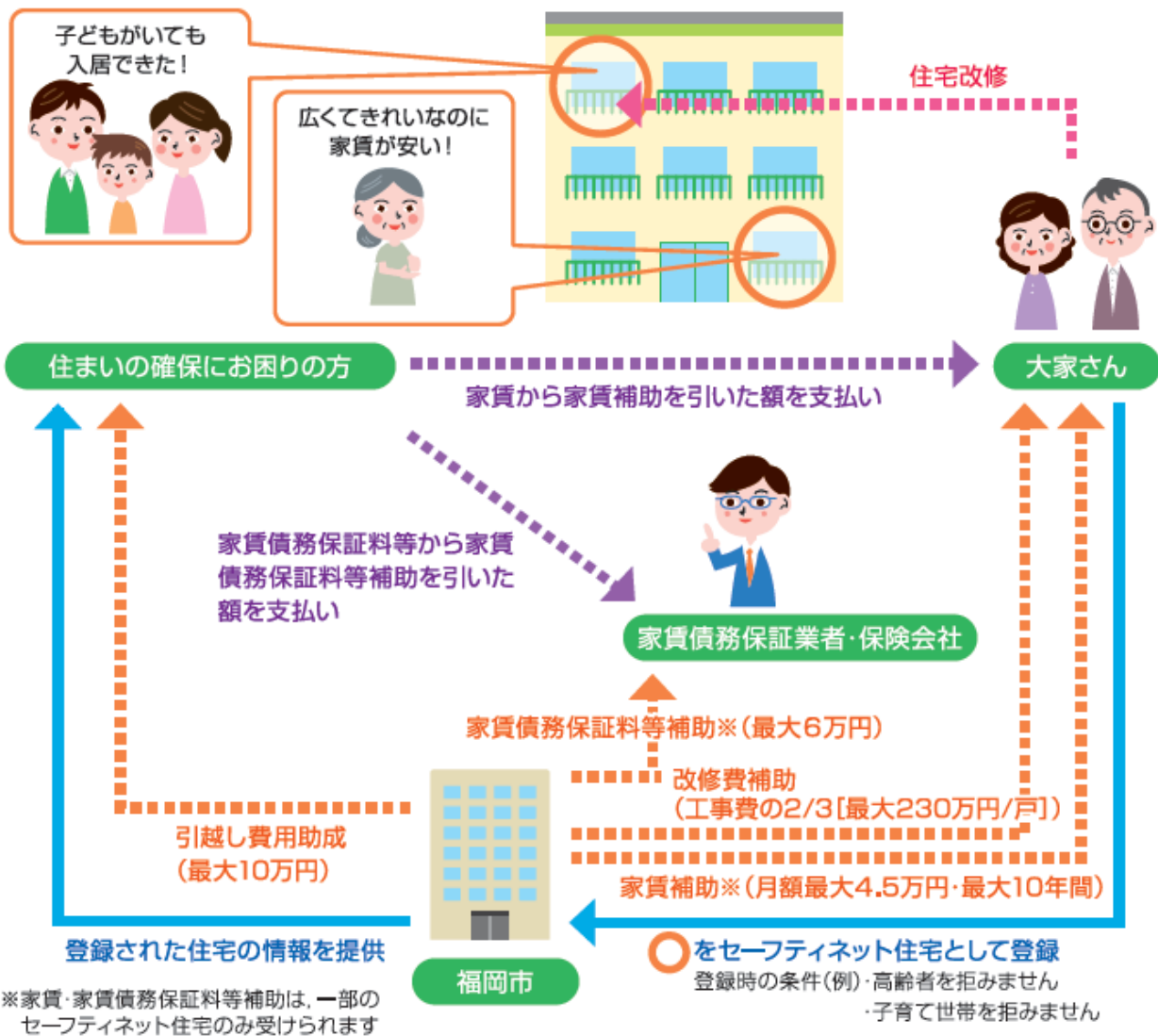
## 3 改修費補助関係

- 高齢者が居住しやすいセーフティネット専用住宅の確保を促進するため、バリアフリー改修工事のうち、エレベーター等の設置を行う場合の限度額を200万円から230万円に拡充します。
- 新型コロナウイルス感染症対策を推進するため、「新たな日常」に対応するための工事を新たに補助対象工事に追加します。

補助対象工事	補助限度額*	補助率
① バリアフリー改修工事	200万円/戸	2/3
<b>うちエレベーター等の設置</b>	<b>200万円/戸 ➡ 230万円/戸</b> <b>拡充</b>	
② 耐震改修工事	200万円/戸	
③ 共同居住用住居に用途変更するための改修工事		
④ 間取り変更工事		
⑤ 防火・消火対策工事		
⑥ 子育て世帯対応改修工事		
<b>⑦ 「新たな日常」に対応するための工事</b>		
<b>宅配ボックス、非対面式インターホン、 抗菌仕様ドアノブ、非接触型照明スイッチ、 換気設備及び自動ドアの設置</b>		
⑧ 居住のために最低限必要と認められた工事	100万円/戸	
⑨ 居住支援協議会が必要と認める改修工事		
⑩ 上記工事に係る調査設計計画		

※複数の補助対象工事を行う場合でも、補助限度額は最大230万円/戸（補助対象工事の種類による）となります。

【参考】福岡市セーフティネット専用住宅入居支援事業 制度概要



セーフティネット専用住宅とは・・・

住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅(=セーフティネット住宅)として福岡市に登録する住宅のうち、入居者を住宅確保要配慮者に限定する住宅。専用登録のため、住宅確保要配慮者以外の方は受け入れることができなくなりますが、当該事業に係る補助制度を活用することができる対象住宅となります。

# 福岡市セーフティネット専用住宅入居支援事業 補助金制度説明会

先着 30 名 / 参加無料

## セーフティネット専用住宅 入居支援事業とは…

入居者を高齢者や低額所得者などの住宅確保要配慮者に限定する「セーフティネット専用住宅」として民間賃貸住宅をご登録いただける大家等の皆様に対して、改修費補助や家賃低廉化補助などを行います。

### 改修費補助金

最大 **230** 万円 / 戸

- ▶ 補助率は 2 / 3
- ▶ バリアフリー改修工事や耐震改修工事などが対象

### 家賃低廉化補助金

月最大 **4.5** 万円 / 戸

- ▶ 入居者負担額と本来家賃の差額を大家さんへ補助
- ▶ 補助期間は最大 10 年間

### 家賃債務保証料等補助金

最大 **6** 万円 / 戸

- ▶ 家賃債務保証料・孤独死保険に係る初期費用を補助
- ▶ 債務保証会社などへ補助

## 対象となる方の要件

- セーフティネット専用住宅に登録する民間賃貸住宅の大家さんなど
- 市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）の滞納がないこと
- 暴力団員でない又は暴力団と密接な関係を有する方でないこと

7/15~ 補助額及び各種要件の拡充・緩和を行いました！！

### 改修費補助 関係

- 「新たな日常」に対応するための工事を補助対象工事に追加（限度額 100 万円 / 戸）
- エレベーターを設置する場合の限度額を拡充（200 万円 → 230 万円 / 戸）

### 家賃補助 関係

- 入居者が住み続けたまま家賃補助を受けられるよう要件を緩和（一定の要件を満たす場合）
- 補助額を戸当たり月額最大 5 千円増額（住宅面積が 60 m<sup>2</sup> 以上の場合）

### 家賃債務保証 料等補助関係

- 孤独死・残置物に係る保険料を補助対象経費に追加

日時

R3. 8 / 6 (火)

14 : 00 ~ 16 : 00 (受付 13 : 30 ~)

会場

エルガーラホール  
「多目的ホール1」

(福岡市中央区天神 1 - 4 - 2 7階)

当日の  
流れ

福岡市より補助金内容の説明（1時間程度）

質疑・応答（1時間程度）

こんな方に  
おすすめ

- 民間賃貸住宅の空き家・空き室の活用をお考えの方
- 現居住者の家賃の支払い等に不安をお持ちの方
- 住宅の改修（バリアフリー化、間取り変更など）をお考えの方
- 補助金に興味がある方 など



お問い合わせ先：福岡市住宅都市局住宅計画課

810-8620 福岡市中央区天神 1 - 8 - 1 (市役所 3階)

TEL : 092-711-4279 FAX : 092-733-5589

# 補助メニューの概要

公募期間：令和3年4月1日から令和4年2月10日まで  
(改修費補助は令和3年12月10日まで)

	補助限度額等	補助対象工事の概要 補助の概要	入居者要件
改修費補助	工事費の2/3かつ 最大230万円	・バリアフリー改修工事 ・耐震改修工事 ・間取り変更工事 ・「新たな日常」に対応 するための工事 など	・所得が38.7万円以下の 住宅確保要配慮者 ・被災者世帯
家賃低廉化補助	最大4.5万円/戸・月	・入居者負担額と本来家賃の 差額を大家等へ補助	・市営住宅入居者資格要件 を満たし、一定の要件を 満たす要支援世帯 など
家賃債務保証料等 低廉化補助	最大6万円/戸	・初回の家賃債務保証料及び 孤独死保険料を家賃債務保 証会社・保険会社へ補助	・市営住宅入居資格要件を 満たし、一定の要件を満 たす要支援世帯及び別に 定める特例世帯 など

## 説明会申込方法【申込期限：令和3年8月4日（水）まで】

### ● 電話・電子メールの場合

以下の申込書の内容を電話又は  
電子メールでお知らせください。

▶ 【電話】092-711-4598

▶ 【電子メール】m-jutaku@city.fukuoka.lg.jp

### ● ファックスの場合

以下の申込書に記入の上、送信ください。

▶ 【ファックス】092-733-5589

## 補助金説明会参加申込書

福岡市住宅計画課宛

092-733-5589

会社名	(ふりがな)			
	-----			
参加 代表者氏名	(ふりがな)		参加人数 (1団体2名まで)	名
	-----			
連絡先	電話番号	-	-	
	E-MAIL		@	

※中止となった場合は、ご記載の電話番号又はE-MAILに連絡させていただきます。

※受付後に受講票は発行いたしませんので、直接会場へお越しください。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、マスクの着用、入出時の検温・手指の消毒へのご協力をお願いします。検温の結果、37.5℃を超える方の入室はお断りする場合があります。